

令和7年7月
第
228
号



国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(令和7年5月末現在)

被保険者数 **36,497**

国保世帯数 **22,622**

国民健康保険被保険者証の切替えについて

「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」の発送について

令和6年4月1日以降に交付された被保険者証・資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日となっております。

令和7年7月中旬ごろから「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が順次郵送されます。

令和7年8月以降は、「マイナ保険証」が7月末までにお届けする「資格確認書」で受診してください。

【マイナ保険証を保有している方には、「資格情報のお知らせ」を交付】

マイナ保険証を保有している方（マイナンバーカードに保険証利用登録がお済みの方）には、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう A4 サイズの「資格情報のお知らせ」を送付いたします。「資格情報のお知らせ」には、従来の被保険者証に記載されている情報が記載されます。医療機関を受診される際は、「マイナンバーカード」を提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

【マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付】

医療機関を受診される際、「資格確認書」を提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係 TEL939-1212（内線 2116・2106）

保険料を滞納 している方へ

納付相談等なく、保険料を滞納している場合は、医療機関窓口で医療費を全額負担していただく、特別療養費の支給対象となる場合がございます。

対象者につきましては、「資格情報のお知らせ（特別療養費）」、「資格確認書（特別療養費）」を順次郵送します。

滞納保険料の完納等で特別療養費の支給対象者の解除を行いますので、「資格情報のお知らせ（特別療養費）」または「資格確認書（特別療養費）」が届いた場合は、国民健康保険課にて滞納保険料の相談を行ってください。

なお対象者には、事前に通知を郵送しておりますので、事前通知が届いている方は、国民健康保険課までご相談ください。

お問い合わせ：国民健康保険課 徴収対策係 TEL939-1212（内線 2119・2127）

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ

○令和7年8月から資格確認書が切り替わります（有効期限が令和8年7月31日となります）

後期高齢者医療制度においては、暫定運用の継続によりマイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで「資格確認書」をお届けします。（令和8年7月末までの予定）

新しい資格確認書は、7月下旬までに、緑色の封筒の簡易書留で郵送します。資格確認書が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合等を確認してください。

<配達時に不在だった場合>

簡易書留は、受取りのサインが必要です。不在のときは郵便局からの不在連絡票が投函されますので、連絡票の案内に従って、再配達又は郵便局窓口で受取ください。

郵便局で受け取る際は、①不在連絡票、②本人確認書類、③委任状（被保険者と別世帯の方が受取る場合）が必要です。

<郵便局の保管期間が過ぎた場合>

8月1日 13 時以降、国民健康保険課後期高齢医療係窓口にてお渡しいたします。受取る際は、①今お持ちの被保険者証又は資格確認書、②受取る方の本人確認書類が必要です（郵便局の不在連絡票では受取れません）。

任意記載事項について

資格確認書には、「必須記載事項」と本人の申請等により記載する「任意記載事項」があります。

任意記載事項を記載することで、例えば、同じ医療機関等において、1か月につき定められたお支払（自己負担額）の範囲内で療養の給付を受けることができます。

医療機関の窓口任意記載事項が記載された資格確認書を提示すると、お支払い（自己負担額）を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。

対象となる自己負担額は、個人単位に同じ月の病院・薬局ごとに合計します。

①現在有効な「減額証」「限度証」をお持ちの方、任意記載事項の申請をされたことのある方は、新しい資格確認書に任意記載事項を記載して郵送しますので、ご確認ください。

②初めて申請するときは、市役所窓口で手続きが必要になります。

詳しくは市公式ホームページ及び担当までお問い合わせください。



お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係 TEL939-1212（内線 2101・2118）

令和7年度 国民健康保険料率決定！

被保険者数は年々減少傾向にある一方で・・・

一人あたりの保険給付等は年々増加傾向にあり、国民健康保険料が値上がりしています！

物価高騰で家計が厳しい折、急激な保険料の値上げによる負担をやわらげるため、

国保の財政調整積立基金から資金を投入し、保険料高騰の抑制を図りました。

基金投入なしの場合

区 分	所得割(%)	均等割	平等割
医療分	7.73	23,684 円	21,799 円
対前年度比	1.11	4,026 円	3,185 円
支援分	3.19	9,797 円	9,018 円
対前年度比	0.34	1,415 円	1,081 円
介護分	2.67	10,288 円	6,754 円
対前年度比	0.28	1,361 円	859 円
合計	13.59	43,769 円	37,571 円
対前年度比	1.73	6,802 円	5,125 円



基金投入後の料率（決定）

区 分	所得割(%)	均等割	平等割
医療分	6.87	21,025 円	19,351 円
対前年度比	0.25	1,367 円	737 円
支援分	2.83	8,698 円	8,005 円
対前年度比	△0.02	316 円	68 円
介護分	2.37	9,133 円	5,996 円
対前年度比	△0.02	206 円	101 円
合計	12.07	38,856 円	33,352 円
対前年度比	0.21	1,889 円	906 円

保険料率を
下げる
ためには？

その為には
医療費の
抑制が大事

疾病の
重症化で
医療費は
増加します

定期的な健診受診で
疾病の
早期発見、早期治療
がと～っても大事！

次の
ページを
チェック！

納付通知書の 発送について！

国民健康保険料の最初の納期限は 7 月末日（土日に重なった場合は翌営業日）となっておりますが、納付通知書の到達は毎年 7 月 20 日頃となります。

納付通知書が届いてから最初の納期限までの期間が短いため、保険料額を先にご確認になりたい場合はお問い合わせください。

※ 保険料額のお伝えは原則世帯主または同世帯の方に限ります。窓口の場合は本人確認書類、電話の場合は資格確認書等をご準備ください。

保険料の納付（年金天引き以外）は原則口座振替です

口座振替の登録がお済でない方は早めに登録を！

WEB口座振替のお申込み（沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行のみ）



STEP1
お客さまがスマホで
二次元コードを
読み取り、お申込み。



STEP2
口座振替をする
金融機関を選択し、
口座情報を入力。



STEP3
本人確認項目を
入力しその場で
口座振替登録の完了!!

早めに相談を！

お支払いが難しい場合は必ず
納付期限前にご相談ください！
特に病気等で就業が困難な方の
所得減少に係る減免申請につい
ては、納期限未到来分が対象と
なりますので、早めのご相談を！

滞納に伴う保険給付の制限

納付相談等なく、保険料を滞納している場合は、特別療養費の支給対象者に変更され、医療費が全額自己負担になります。全額自己負担した医療費は申請により保険者負担分の払い戻しを受けることになりますが、給付の全部または一部が差し止めになり、滞納保険料に充当される場合があります。

所得申告をしましょう

申告をしないと不利益が生じる場合があります。

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、世帯の所得が一定以下の場合に保険料の軽減措置がありますが、世帯に未申告の方がいると、所得の判定ができないため、保険料の軽減措置を受けることができません。

また、高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する措置を適用することができず、本来より自己負担額が高くなる場合があります。

令和7年6月5日（木）より市民税課にて申告受付を再開しています。所得申告がまだお済でない方はお急ぎください。

※18歳以上で市県民税（住民税）の被扶養者となっていない方は、前年中に収入がなくても「収入が0円である」という申告が必要になります。



所得申告の方法等

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL939-1212 資格・賦課係（内線 2116・2108）後期高齢医療係（内線 2101・2118）
※所得申告の問い合わせ 市民税課（内線 3252～3255）



30 歳以上の方へ 病院でお得に健康診断を受けよう！

沖縄市のけんしんの受診券を使うと・・・

基本健診は**無料**

がん検診（胃・肺・大腸）は**お得**に受けられます。

※受診券は、年齢や加入している健康保険によって異なります。



受診方法

- ステップ1** 受診したい病院を**選ぶ**
- ステップ2** 病院へ電話で**予約**する
- ステップ3** 当日、受診券を持って**受診**する



県内 300 以上の病院で基本健診が無料で受けられます。受診券が使える指定病院は、右記の QR コードでご確認ください。



受診券が使える↑
指定病院一覧

受診券を使って人間ドックがお得に受けられます!!

● 基本健診とは・・・

基本健診は、高血圧、糖尿病、脂質異常など生活習慣病に焦点を当てた検査項目です。

● 人間ドックとは・・・

検査項目は、基本健診を含む最大約 100 項目。より多く検査するので病気の早期発見に役立ちます。

人間ドックの費用について（例）



A 病院（基本料金 33,000 円）で受診した場合

※受診券**未利用**

約 22,000 円 約 11,000 円 33,000 円
基本健診 + がん検診（胃・肺・大腸） + その他の検査 = 人間ドック

※胃がん検診をバリウム検査で受けた場合

A 病院（基本料金 33,000 円）で**受診券を利用した場合**

受診券
利用で
0 円

受診券利用で約 2,500 円



最大 19,000 円
安く受診できます！

基本
健診

+

がん検診（胃・肺・大腸）

+

約 11,000 円

その他の検査

約 14,000 円

= 人間ドック

※胃がん検診をバリウム検査で受けた場合

※料金や受診条件などは病院によって異なります。直接病院へご確認ください。

沖縄市 健診係ホームページ

その他のけんしん情報はコチラ→



沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度の

～はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券について～

沖縄市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者を対象に、「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」の交付を行っています。

※利用券は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者が交付対象となります。

(保険料の滞納がある場合、発行できないことがあります。)

※利用券には有効期限がありますので、ご注意ください。

※利用券は、下欄の施術所にて使用可能で、1枚につき1,000円の助成が受けられます。(利用券は1人1日1枚までです。)

※郵送による申請受付も行っております。ご希望の方はお問い合わせください。

＜国民健康保険の方＞

申請は国保の世帯主による手続きとなります。手続きに来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。別世帯の方が申請する場合は、委任状等が必要です。

利用券は予算の範囲内で交付します。6枚綴りの利用券を1冊交付し、全て使用後に再度申請があれば2冊目を交付します。また、全体の利用状況等により3冊目の交付を行う場合があります。

＜後期高齢者医療制度の方＞

上半期(4～9月)分は限度額に達したため、受付を終了いたしました。下半期(10月～3月)分の受付は、前期交付を申請していない1回目の方は10月1日(火)から、2回目申請の方は12月中旬ごろを予定しております。

申請する際には、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。代理人が手続きをされる場合は、本人および代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)が必要です。

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL098-939-1212 給付係(内線2112) 後期高齢医療係(内線2101・2118)

沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度の

「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」が利用可能な施術所

施 術 所 名	住 所	電 話 番 号	施 術 所 名	住 所	電 話 番 号
久場鍼灸院	中央2丁目16番18号	098-937-3137	はりきゅう処 寧心(ねいしん)	上地4丁目7番3号 伊礼アパートC-101	098-911-2134
米須鍼灸院	松本1丁目4番12号	090-8622-8939	按下院	美原4丁目15番15号 レジデンス福比A103	098-982-1922
東京鍼灸院	仲宗根町15番19号	098-939-8551	コハマ鍼灸院	知花5丁目37番29号	098-989-4378
中央鍼灸院	中央1丁目25番7号	098-939-4011	久場針灸院ゲート前店	中央2丁目16番1号3階	098-987-8941
ティービー針灸	中央3丁目7番2号 キャッスルマンション1F3号	090-7920-0617	わかば鍼灸院	高原6丁目2番2号 ラフィネ泡瀬102	090-6869-5775
照はり灸・指圧マッサージ院	高原4丁目27番13号2階	098-932-0677	らいおんハート訪問鍼灸院 コザ	仲宗根町19番1号	070-3138-9526
あらた治療院	登川2丁目10番30号	098-989-8076	鍼灸院 琉花	高原4丁目15番12号 三幸ビル102	070-3802-1715

【沖縄市国民健康保険】限度額適用認定証等の更新について

入院・外来とも「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、支払いが所得に応じた自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証等は、毎年8月1日を基準に前年中の所得から負担区分を決定しております。限度額適用認定証等は随時受付をしておりますが、引き続きご利用になる方は、8月1日以降ご利用いただける限度額適用認定証等をご申請ください。

※世帯主と保険加入者全員の所得申告がない場合は、適正な限度額となりませんので、未申告の方は市民税課で申告を済ませてから申請してください。

※保険料の滞納がある方は、限度額適用認定証等を発行できない場合があります。

- 申請受付時期：令和7年7月15日(火)～(限度額証等は自動的に切り替わりませんのでご注意ください)
- 持参するもの：国保資格がわかるもの(資格確認書や資格情報のお知らせなど)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。※長期入院該当(食事)については引き続き申請が必要となります。

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL939-1212
給付係 (内線2112)

詳しくは沖縄市ホームページ
をご覧ください。▶



国民健康保険